

2020年8月27日

厚生労働大臣 加藤 勝信様

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取り扱い「第12報」についての要望

生活クラブ生活協同組合（神奈川）

理事長 篠崎 みさ子

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会

理事長 木村 満里子

社会福祉法人 いきいき福祉会

理事長 小川 泰子

【要望する理由】

- (1) 第12報は、コロナ禍の中、感染予防に努め、利用者支援を継続した事業所を評価するものであり、利用控え等による大幅な事業高減収による事業運営の危機を救済する支援策と捉えます。そうであれば、コロナ禍に紛れた唐突な利用者負担増はあまりにも誠意がなく、算定を断念した事業所は少なくありません。利用者負担分は国が負担すべきものと考えます。
- (2) 算定にあたっての基準が不明確であり、何を尺度として感染予防に努めていたと判断するのかが示されていないことも、利用者に対しての誠意に欠けています。
- (3) 新型コロナウイルス対応で医療・介護現場には、相当な心労と労力がかかっていますが、その苦労は主に事業主と自治体と国が考えるべきものであり、とりわけ立場の弱い利用者にとさくさに同意を得るべきことではありません。

【要望内容】

- 第12報はコロナ禍の混乱の中の応急処置であり、利用者への誠意と事業運営との葛藤を生む、現場への混乱を来した対処であることに対し、即時撤回を要望します。
- コロナ禍により大幅な事業高減収となった事業運営危機への支援策及び感染防止など現場の負担の評価に対しては、全額公費での補償を要望します。

以 上